

昭和の森ゴルフコース利用規則

第1条 【規則の適用】

当ゴルフコースの施設をご利用のお客様は、快適で安全なプレーをお楽しみいただく為に、競技規則及びローカルルールならびに JGA ゴルフ規則によるほか、本規則に従ってご利用いただきます。

第2条 【利用の申し込み、キャンセル等】

プレーの申し込みは、原則としてプレー日の3ヶ月前からプレー日の前日までに、当コース予約係、フロント係、WEB 予約からお申し込みください。お電話による受付時間は午前8時から午後5時30分までといたします。

2. 予約者が所定の定員に満たない場合は、当日のプレー申し込みも受付いたします。
3. キャンセルの場合の手続きについては別に定める規則に従っていただきます。
4. 予約受付後でも、第4条を適用いたします。

第3条 【利用契約の成立】

当ゴルフコースにおいてプレーをしようとするお客様は、所定の名簿にご署名してください。それにより署名者（以下、プレーヤーという）の施設利用をお引き受けすることになります。

2. 利用引き受け後でも、第4条を適用いたします。

第4条 【利用の拒絶】

当ゴルフコースは、次の場合は利用または利用の継続をお断りすることがあります。

1. 満員の場合でスタート時間に余裕がないとき。
2. 利用者及び同伴者が暴力団員および暴力団関係者であるとき。
3. 利用者及び同伴者が暴力団員および暴力団関係者を同伴した場合における利用者およびその同伴者。
4. 天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができなくなったとき。
5. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行い、または行うおそれがあるとき。
6. その他の理由により当ゴルフコースを利用させることが好ましくないと考えられるとき。
7. その他本規則に違反したとき。

第5条 【休業日、開場時間】

当ゴルフコースの休業日と開場時間は、当ゴルフコースの定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

第6条 【金銭その他貴重品】

金銭その他貴重品については、当ゴルフコース設置の貴重品ロッカーをご利用ください。

2. 貴重品ロッカーの鍵は各自の責任で所持してください。紛失した場合は直ちにフロント係へ届け出てください。
3. 貴重品ロッカーの鍵の紛失による事故については責任を負いません。

第7条 【携帯品、自動車】

携帯品や駐車場での自動車の盗難、損害等については責任を負いません。

第8条 【ロッカーの使用】

ロッカーには金銭その他貴重品は収容しないでください。ロッカー収容品の盗難、紛失について

は責任を負いません。

2. ロッカーの鍵は各自の責任で所持してください。紛失した場合は直ちにフロント係へ届け出てください。

3. ロッカーの鍵の紛失による事故については責任を負いません。

第9条 【宅急便の事故】

宅急便については、その物品の受領、保管、発送等において当ゴルフコースは、あくまでも当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合は一切の責任を負いません。

第10条 【危険防止責任とエチケットマナーの厳守】

ゴルフは時に危険が伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケットマナーを守り、自己の責任でプレーをしてください。

第11条 【リモコン式乗用カートの取扱い】

乗用カートのリモコンは確実に操作をし、人身事故や施設・カート等に損傷を及ぼさないよう十分に安全確認を行い、以下のことにご注意ください。

1. カートの発進時は周囲の状況や同伴プレーヤーの安全確認の上、発進操作をしてください。
2. カートには人感センサーが付いておりませんので、前方に人がいないことを確認の上、走行させてください。
3. プレーヤーの怪我、カートの故障等で緊急連絡が必要な場合は、無線によりマスター室へご連絡ください。

第12条 【ティーグラウンドにおける素振り】

素振りはティーマーク内の打席、または特に指定された場所以外では禁止いたします。

2. 打者以外のプレーヤーは、みだりにティーグラウンドに立ち入らないでください。

第13条 【飛距離の確認】

後続組のプレーヤーは、先行組に対して、自己の飛距離を自分達で判断して打球を打ち込まないように注意してください。

第14条 【スタート係】

スタート係の合図は、先行組が第2打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したと判断されたときに行います。但し、スタート係の合図があっても、プレーヤーは自己の飛距離を判断して打球してください。

第15条 【打者の前方に出ないこと】

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

第16条 【隣接ホール及びコース外への打ち込み】

隣接ホール及びコース外への打ち込みは特に危険ですので、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向を適切に判断し慎重に打球してください。

2. 隣接ホール及びコース外に打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図し、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも十分気を付けて打球してください。

第17条 【待避および待避場所】

後続組に対して打球をさせるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に、避難してください。

第18条 【ホールアウト後の退去】

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組に対し安全な場所を通り、次のホールに進んでください。

第 19 条 【雷鳴があった場合】

雷鳴があった場合には直ちにプレーを中断し、避難所等安全な場所に避難してください。

第 20 条 【火気使用の禁止】

コース内やクラブハウス内の灰皿の設置をしていない場所での喫煙は禁止いたします。マッチの燃えがら、たばこの吸いがら等は必ずよく消して灰皿に入れてください。

第 21 条 【違背の場合の責任】

利用者が第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条および第 16 条に違背をし、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条および第 19 条に違背をし、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフコースは一切損害賠償等の責任を負いません。

第 22 条 【プレー終了後のクラブの確認】

利用者はプレーを終了した際に、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認してください。クラブの不足、損傷等について当ゴルフコースは責任を負いません。

第 23 条 【施設に損害を与えた場合】

利用者が故意または過失により、当ゴルフコースの施設、備品に損害を与えた場合は、その損害について賠償をお願いすることになります。

第 24 条 【施設内への持ち込みの禁止】

施設内へ以下のものを持ち込むことをお断りいたします。

1. 動物などのペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 銃刀剣類
4. 発火、爆発のおそれのあるもの
5. 爆音を発するもの
6. その他危険物や他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

第 25 条 【行為の禁止】

施設内での以下の行為はお断りいたします。

1. 賭博、その他風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為
3. 利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く）
4. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為

第 26 条 【ホールインワン等の証明】

セルフプレーの場合、ホールインワン等を達成されても保険の対象外となり、証明書等の発行はいたしませんのであらかじめご了承ください。

第 27 条 【忘れ物の取扱い】

当ゴルフコースでの忘れ物は、発見の日から 3 か月間保管いたします。

付則

1. この規則は平成 13 年 5 月 1 日から施行いたします。
2. この改正は平成 28 年 8 月 1 日から施行いたします。